

地域振興施設クリーンドームの使用申請について

岩手中部広域行政組合事務局

地域振興施設クリーンドームは、岩手中部広域行政組合が管理する施設です。

施設利用にあたっては事前に申し込みが必要となります。なお、使用日やお住い又はお勤めする地域によって受付期間等が異なりますので、事前に電話等により申請方法、空き状況等を確認して下さい。

【お問い合わせ先】

◆組合事務局窓口 申請受付は平日のみ、午前9時から午後5時までです。

岩手中部広域行政組合事務局(岩手中部クリーンセンター管理棟内)

住 所:〒024-0335 北上市和賀町後藤3地割 60 番地

電話番号:0197-72-8286 FAX番号:0197-72-8287

メールアドレス:iwatechubu@echna.ne.jp

※電話の問合せは、平日のみ、午前9時 30 分から午後5時までです。

1 事前登録申請

「早期受付」または使用料減免を希望する団体は、クリーンドームの使用申請前に、必ず事前登録申請を行って下さい。

年度毎に1回、事前登録が必要となります。最初に使用申請する際に、事前登録申請も行って下さい。申請者には事前登録証を交付します。

【申請様式名】 地域振興施設クリーンドーム事前登録申請書

2 使用申請について

クリーンドームの使用申請の受付については、使用日までの期間によって受付方法が異なります。

受付区分等については次のとおりとなりますので、申請可能な時期に申請して下さい。

なお、受付期間となっていない申請については無効となりますので、受付期間になりましたら改めて申請願います。

申請内容を確認し、使用可能と判断した場合は使用許可書を交付します。

【申請様式名】 岩手中部広域行政組合地域振興施設使用(使用変更)申請書

※同様式の下部の「岩手中部広域行政組合地域振興施設使用(使用変更)許可書」の欄は組合事務局で処理する部分なので申請者は記載不要です。

【受付方法】

	名称	申請可能時期	受付方法	使用料納付
1	早期受付	使用する月の3月前の 1日から15日まで 例)6月中に利用したい場合には、3月1日から15日までに申請できます。	利用したい日時が重複した場合は抽選となり、抽選結果はHPで公表します。	抽選結果公表後、その月の末日まで。
2	一般受付	使用する日の2月前から7日前まで 例)6月10日に利用したい場合には、4月10日から6月3日までに申請できます。	先着順での受付となります。	使用申請日から2週間後または使用の1週間前の早い日までに納付のこと。
3	地域受付	使用する日の2月前から当日まで		使用申請とともに納付のこと。

※地域受付の「地域」:北上市地域づくり組織条例第2条別表に定められている「和賀地域」「藤根地域」

3 使用料の納付について

使用料の納付は、組合事務局窓口での現金納付又は下記口座への振り込みにより行います。

上記「受付方法」の「使用料納付」に沿って納付願います。

現金納付先の組合事務局窓口は、平日午前9時から午後5時までとなりますのでご注意願います。

また、振込納付の場合は、使用料の他、別途振込手数料(自己負担)がかかります。

【振込口座】

金融機関：花巻農業協同組合江釣子支店

口座種類：普通口座

口座番号：0027358

口座名：クリーンドーム